

平成 23 年 4 月 8 日

各 位

民事再生手続開始申立てに関する FAQ

丸和商事株式会社

代表取締役 藤 澤 勝

弊社は、本日、東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立てを行いました。
本件につきまして一般的に予想される質問について FAQ を作成致しましたので、お知らせ致します。
また、お電話でのお問い合わせも受け付けておりますので、再生手続コールセンターまでお問い合わせ下さい。

【目次】

1 民事再生手続に関する一般的なご質問	2 頁
2 債権者説明会に関するご質問	2 頁
3 現在お取引中のお客様に関するご質問	3 頁
4 過去にお取引のあったお客様に関するご質問	4 頁
5 利息返還金債権者様に関するご質問	5 頁
6 訴訟手続又は強制執行手続に関するご質問	6 頁

お問い合わせ先

再生手続コールセンター 0120-256-925

受付時間 月～金（祝祭日除く） 午前9時00分～午後6時00分

4月9日（土）・10日（日）については、上記受付時間において、お問い合わせを受け付けます。

つながりにくい場合は、お手数ですが、時間をおいてお掛け直し下さいますようお願い致します。

1 民事再生手続に関する一般的なご質問

Q1 民事再生手続とは何か。

- A1 経済的苦境に陥った会社について、裁判所の監督の下に、事業を継続しながら再建を図る手続です。裁判所から選任された監督委員の監督の下、利害関係人との調整を図りながら、会社の再建を図ることになります。
- お客様への融資業務につきましては、今後も従来と変わらず継続致します。弊社は、消費者金融業者として引き続き皆様のニーズに応えて参りますので、変わらぬご愛顧のほど宜しくお願い申し上げます。

Q2 今後の民事再生手続の流れはどのようになるのか。

- A2 申立後1週間程度で民事再生手続開始決定が下される見込みであり、債権届出期間、債権調査期間、再生計画案の提出期間などの今後の手続のスケジュールは、民事再生手続開始決定時に裁判所が決定します。
- 現在は、裁判所からの保全処分命令発令により、当社の資産の流出を防止しつつ、裁判所により、当社の民事再生手続開始原因等の調査が行われております。調査の結果、手続の開始が相当と認められた場合には、裁判所により、民事再生手続開始決定が下されます。
- 民事再生手続開始決定後は、債権調査手続によって、再生債権の金額などを確定します。
- その後、当社は、定められた期間内に再生計画案を提出し、債権者の皆様の賛否を問う投票が行われます。
- 投票の結果、再生計画案が可決され、裁判所により再生計画が認可されると、再生計画の定めにしたがって弁済等を行うこととなります。
- 今後のスケジュールは民事再生手続開始決定時に裁判所が決定します。
- なお、今後、重要情報につきましては、随時、弊社ホームページに掲載して参ります。

Q3 債権の弁済は、いつ頃、どの程度の弁済率で行われるのか。

- A3 再生債権者の皆様に対しては、民事再生手続開始決定後、弊社が提出する再生計画案において、弁済の時期及び金額（弁済率）などをご提示することとなりますが、その内容は現段階で全く未定です。

Q4 経営陣は手続にどのように関与するのか。

- A4 民事再生手続中は、引き続き事業運営に協力して参ります。弊社の事業である個人消費者向け金融業の特性からして、今後の事業運営及び債権調査等の手続を迅速かつ円滑に行うためには、経営の連続性を維持することが重要であると考えております。
- その後については、スポンサーの意向も踏まえて体制を検討することとなります。

2 債権者説明会に関するご質問

Q1 債権者説明会を開催する予定はあるのか。

- A1 債権者説明会は、以下のとおり開催致します。
- 詳細につきましては、弊社ホームページ掲載の「債権者説明会開催のお知らせ」をご覧ください。

日 時：平成 23 年 4 月 13 日(水)午前 11 時～
場 所：パレスホテル掛川 飛天の間
所在地：静岡県掛川市亀の甲 2-8-5

Q2 債権者説明会には誰でも出席できるのか。

A2 利息返還金債権者の皆様を含む債権者様はご出席いただけます。それ以外の方のご出席はご遠慮ください。

なお、当日は、ご入場いただく際に、お名前・会社名等を確認させていただきます。

Q3 自分は債権者である。今回の債権者説明会に出席できないが、その内容を知ることはできないのか。

A3 本再生手続に関する情報は、弊社ホームページにて随時提供させていただきますので、債権者説明会にご出席頂けなかった債権者様はそちらをご覧ください。

なお、債権者説明会にご出席頂けないことで、本再生手続上不利な取扱いがなされることはありません。

3 現在お取引中のお客様に関するご質問

Q1 現在、丸和商事㈱から借入れをしているが、今回の民事再生手続開始申立てによって、借入金はどうなるのか。

A1 今回の民事再生手続開始申立てに際して、弊社において、利息制限法所定の利率に基づく引き直し計算を実施し、お客様の利息返還金請求権の有無及び金額の把握を進めております。その結果、お客様によっては、残元金が減少していたり、利息返還金が発生していたりする可能性がございます。

引き直し計算によって残元金が減少したお客様に対しては、9日(土)以降、残元金を弊社 ATM にて表示させて頂く、あるいは、お客様からのお問い合わせに対して再生手続コールセンターにてご案内するなどの対応をさせていただきます。

また、引き直し計算によって利息返還金が発生したお客様に対しては、9日(土)以降、弊社 ATM にて発行されたお取引明細書に、「ご返済不要です。返還金発生 0120-256-925 まで、ご連絡下さい。」又は「返還金発生しています。0120-256-925 まで、ご連絡下さい。」との記載をさせて頂く、あるいは、お客様からのお問い合わせに対して再生手続コールセンターにてご案内するなどの対応をさせていただきます。

Q2 今後の返済義務はなくなるのか。

A2 引き直し計算後も残元金があるお客様につきましては、今回の民事再生手続開始申立てにより、返済義務がなくなることはありません。引き直し計算後の残元金につきまして、従来どおりにご返済をお願い致します。

引き直し計算後の残元金については、9日(土)以降、弊社 ATM にて表示させて頂く、あるいは、お客様からのお問い合わせに対して再生手続コールセンターにてご案内するなどの対応をさせていただきますので、ご確認をお願い致します。

Q3 利息返還金が発生しているかどうかは、どのようにしたら分かるのか。

A3 9日(土)以降、再生手続コールセンターまでお問い合わせいただければ、利息返還金の発生の有無をご案内致します。利息返還金の金額につきましては、現在計算中であり、民事再生手続開始決定後に裁判所から送付される債権届出書に計算結果が記入されて届けられるという形で、利息返還金債権者の皆様にお知らせする予定です。

なお、弊社ATMにて発行されたお取引明細書に、「ご返済不要です。返還金発生0120-256-925まで、ご連絡下さい。」若しくは「返還金発生しています。0120-256-925まで、ご連絡下さい。」との記載がある場合、又は、弊社提携ATMでのご入金ができなくなった場合、返還金が発生している可能性があります。このような場合には、再生手続コールセンターまでお問い合わせ下さい。

Q4 ATMでの入金ができないが、故障しているのか。

A4 弊社ATMや弊社提携ATMでのご入金ができなくなったお客様は、今回の民事再生手続開始申立てに際して、弊社にて実施した利息制限法所定の利率に基づく引き直し計算の結果、残元金がなくなり利息返還金が発生している可能性があります。

利息返還金の発生の有無をご案内致しますので、再生手続コールセンターまでお問い合わせ下さい。

Q5 借入金の残高が少なくなったが、なぜか。

A5 今回の民事再生手続開始申立てに際して、弊社にて実施した利息制限法所定の利率に基づく引き直し計算の結果、残元金が減少したためです。

ご不明の点がございましたら、再生手続コールセンターまでお問い合わせ下さい。

Q6 新たに借入れの申込みをしたいが、可能なのか。

A6 お借入れのお申込みにつきましては、従来通り受け付けております。0120-86-2525までお問い合わせ下さい。

4 過去にお取引のあったお客様に関するご質問

Q1 自分に利息返還金があるかどうか分からない。利息返還金があるかどうかを丸和商事株で調べてくれないのか。

A1 9日(土)以降、再生手続コールセンターまでお問い合わせいただければ、利息返還金の発生の有無をご案内致します。利息返還金の金額につきましては、現在計算中であり、民事再生手続開始決定後に裁判所から送付される債権届出書に計算結果が記入されて届けられるという形で、利息返還金債権者の皆様にお知らせする予定です。

5 利息返還金債権者様に関するご質問

Q1 利息返還金は、民事再生手続の中ではどのように扱われるのか。

A1 弊社の民事再生手続開始申立時までの返済により発生した利息返還金の返還請求権は再生債権となり、保全処分命令により弁済が禁止され、再生計画の認可後、同計画に基づき弁済が行われることとなります。

今回の民事再生手続開始申立てに際して、弊社において、利息制限法所定の利率に基づく厳格な引き直し計算を実施し、お客様の利息返還金請求権の有無及び金額の把握を進めております。

したがって、債権届出のなかった利息返還金債権者様についても、全て弊社にて再生債権として「自認」し(民事再生法第101条第3項。下記 をご参照下さい) 再生計画案による弁済の対象として取り扱うことを予定しております。

以上の次第ですので、利息返還金債権者様につきましては、本再生手続において再生債権者として議決権の行使を希望される場合(再生計画案についての賛否の表明を希望される場合)でない限り、債権届出を行っていただく必要はございません(債権届出のなかった利息返還金債権者様に対する再生計画案に基づく弁済方法については、再生計画案の認可後、改めて弊社ホームページにてお知らせ致します)。

なお、債権届出書等の書類は、弊社にて把握している全ての利息返還金債権者様に対し、弊社にて把握している住所地宛てに、民事再生手続開始決定後に裁判所から送付される予定です。

「自認」の制度について

民事再生手続における再生債務者(本再生手続における弊社)は、債権届出期間内に届出があった再生債権について、その内容及び議決権についての認否(再生計画案についての賛否の表明を行う権利を認めるか否か)を記載した「認否書」を作成し、裁判所に提出する必要があります。

そして、再生債務者は、再生債権者から再生債権の届出がなされなかった場合であっても、その再生債権があることを知っている場合には、その再生債権の内容等を「認否書」に記載する必要があります。

これが「自認」の制度です(会社更生手続には存在しない制度です)。

「自認」された債権は、再生計画による弁済の対象となりますが、議決権の行使等の積極的な手続への関与は認められておりません。

本再生手続においては、弊社は、利息制限法所定の利率に基づく厳格な引き直し計算を実施し、利息返還請求権の有無及び金額の把握を進めておりますので、計算の結果判明した利息返還金債権者様について「自認」し、再生計画案による弁済の対象として取り扱うことを予定しております。

Q2 今回の民事再生手続開始申立てに際して実施している引き直し計算とは、具体的にどのような方法か。

A2 基本的に最高裁判例等に準拠した、利息返還金債権者の皆様の利益に最大限配慮した計算方法を用いています。詳細については、末尾「引き直し計算方法について」をご覧ください。

Q3 利息返還金は、今からでも全額支払ってもらえるのか。

A3 裁判所より発令された保全処分命令によって、利息返還金のお支払いは禁止されております。また、民事再生手続開始決定後は、利息返還金は再生債権として扱われ、再生計画に従って弁済されることとなります。再生計画によらずにお支払いすることはできませんので、予めご了承下さい。

Q4 判決や和解により確定している利息返還金は全額支払ってもらえるのか。

A4 判決や和解により確定している利息返還金につきましても、裁判所より発令された保全処分命令によっ

て、お支払いすることを禁止されております。また、強制執行等の手続をとることについても、裁判所により発令された包括的禁止命令によって禁止されております。

今後のお支払いに関しては、上記 A3 と同様になりますので、予めご了承下さい。

Q5 利息返還金は、いつ頃、どの程度の弁済率で支払ってもらえるのか。

A5 再生債権者の皆様に対しては、民事再生手続開始決定後、弊社が提出する再生計画案において、弁済の時期及び金額（弁済率）などをご提示することとなりますが、その内容は現段階で全く未定です。

6 訴訟手続又は強制執行手続に関するご質問

Q1 丸和商事株に対する利息返還金返還請求訴訟は今後どうなるのか。

A1 裁判所より発令された保全処分命令によって、利息返還金のお支払いは禁止されております。

民事再生手続開始決定が下された場合には、利息返還金返還請求訴訟を含む訴訟手続は中断します。

Q2 丸和商事株に対する強制執行はどうなるのか。

A2 裁判所により発令された包括的禁止命令によって、当社の財産に対する新たな強制執行等の手続は禁止されています。また、既になされていた強制執行手続等は中止されます。

Q3 丸和商事株から貸金返還請求訴訟を提起されているが、今後どうなるのか。

A3 特段の影響はありません。

Q4 丸和商事株から強制執行を受けているが、今後どうなるのか。

A4 特段の影響はありません。

以上

引き直し計算方法について

1. 最終取引日から10年を経過していないお客様（既に完済により取引完了とさせていただいていたお客様も含みます。）について、全て引き直し計算の対象としております。
ただし、弊社からお客様に対して取引履歴開示のうえで和解をさせていただき、弊社からの和解金の支払を完了済みのお客様につきましては、引き直し計算の対象外としております。
2. お取引の途中で1年を超える取引期間の分断があり、かつ、お取引を再開いただく際に改めて基本契約を締結させていただいたお客様とのお取引を除いて、全て一連取引とみなして計算しております。
3. 弊社にて取引履歴がデータ化される前（平成5年3月31日以前）の取引につきましては、取引履歴データ化開始時点（平成5年4月1日時点）で弊社とお客様の間には債権債務関係が存在しなかったものと推定して、引き直し計算を行っております。
4. お一人のお客様に複数の異なるお取引口座でお取引いただいていた場合、弊社にて名寄せを実施した上で引き直し計算を行っております。
5. 利息制限法所定の制限利率にて引き直し計算を行っておりますが、過去に、返済が困難なお客様との間で利払いの全部又は一部を猶予させていただき旨が合意されていた場合には、当該お客様については合意された利率を適用して、引き直し計算を行っております。
6. 利息返還金に対しまして、発生した日から5%の利息が発生するものとして、引き直し計算を行っております。

以上